

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

【No.30】

(令和2年(2020年)1月28日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第69条の38第2項
処分の概要	介護支援専門員及び介護支援専門員証未交付者に対する指示又は研修受講命令
法令の定め	介護保険法第69条の38第2項 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。
処分基準	〔未設定イ〕 処分基準は、法令の定めに基づく。
処分担当課	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課（内線 石狩 34-931、根室 3815、上川 3831、後志、渡島、胆振、留萌、ホ-ツウ 3832、空知、檜山、宗谷 3835、十勝 3841、釧路 3844、日高 3851）
問い合わせ先	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線 25-675））
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunyorikikan/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)1月28日作成)

【No.31】

法令名	介護保険法
根拠条項	第69条の38第3項
処分の概要	介護支援専門員に対する業務の禁止命令
法令の定め	介護保険法第69条の38第3項 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。
処分基準	[未設定イ] 処分基準は、法令の定めに基づく。
処分担当課	各(総合)振興部保健環境部社会福祉課(内線 石狩 34-931、根室 3815、上川 3831、後志、渡島、胆振、留萌、ホ-ツ 3832、空知、檜山、宗谷 3835、十勝 3841、釧路 3844、日高 3851)
問い合わせ先	各(総合)振興部保健環境部社会福祉課 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(電話番号:011-231-4111(内線25-675))
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunyorikikan/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

【No.32】

(令和2年(2020年)1月28日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第69条の39
処分の概要	介護支援専門員及び介護支援専門員証未交付者の登録の消除
法令の定め	<p>介護保険法第69条の39</p> <p>都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。</p> <p>一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合</p> <p>二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合</p> <p>三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合</p> <p>四 前条第三項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合</p> <p>2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。</p> <p>一 第六十九条の三十四第一項若しくは第二項又は第六十九条の三十五から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合</p> <p>二 前条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合</p> <p>三 前条第二項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合</p> <p>3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。</p> <p>一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合</p> <p>二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合</p> <p>三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合</p>
処分基準	<p>〔未設定イ〕</p> <p>処分基準は、法令の定めに基づく。</p>
処分担当課	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課（内線 石狩 34-931、根室 3815、上川 3831、後志、渡島、胆振、留萌、ホ-ツク 3832、空知、檜山、宗谷 3835、十勝 3841、釧路 3844、日高 3851）
問い合わせ先	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線 25-675））
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/